

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	令和6年度さいたま市福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課外
契約締結日	令和6年3月14日
契約の相手方名	株式会社KSKテクノサポート
契約金額	支払限度額 (内訳) 21,611,700円 回収返却等運搬業務26円/1件 医療情報転記業務45円/1件 外4種類
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、各区役所で受け付けた福祉3医療(子育て支援医療費助成事業、心身障害者医療費支給事業、およびひとり親家庭等医療費支給事業)の医療費支給申請書について、当該帳票約87,000件を回収し、受託者作業場所において医療費情報の転記、領収書の貼付、データ入力およびイメージデータの作成を行うものである。</p> <p>各業務の件数が確定できないこと、また業務の種類が6種類にわたることから複数単価契約とし、随意契約の方法によることとした。</p> <p>6者による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市福祉医療システム維持管理支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課外
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	28,050,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、福祉医療システムの安定稼働を確保するため、システム障害への対応等を含むシステム運用、及びシステム改修等の業務を行うものである。</p> <p>本業務はシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有している株式会社日立製作所北関東支店以外には実施できず、競争入札に適しない契約に該当するため、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市ひとり親関連AIチャットボットシステム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月21日
契約の相手方名	日本トータルテレマーケティング株式会社
契約金額	2,112,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、ひとり親関連AIチャットボットシステムの構成等を熟知し、正確な対応が求められるものである。 このため、システムの詳細な情報、著作権その他の排他的権利を有するシステム構築事業者でしか、作業が出来ないため、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築にかかる構築環境整備業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課外
契約締結日	令和6年1月26日
契約の相手方名	株式会社佐賀電算センター
契約金額	1,189,353円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、母子父子寡婦福祉資金貸付システムを再構築するための、構築環境の整備を行うものである。</p> <p>当該業者は、既に契約を締結している「さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務」における契約相手であること、また本件は、再構築にかかる構築環境の整備を行うものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難であることから、業務履行の達成ができなくなるおそれがあり、競争入札に付することが不利となる契約に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により当該業者を選定し、随意契約とすることとした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	株式会社佐賀電算センター
契約金額	2,139,324円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し、正確な対応が求められるものである。</p> <p>このため、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有するシステム構築事業者でしか、作業が出来ないため、当該業者を選定し、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市子育て支援センターおおみや運営業務
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1-185-2 のびのびプラザ大宮3階
契約締結日	令和6年2月26日
契約の相手方名	社会福祉法人若葉会
契約金額	90,415,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、子育て中の親とその子ども(3歳未満の児童及びその保護者)が気軽に集い、交流を図る場の提供や、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援などを実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とし、さいたま市単独型子育て支援センターを運営する業務である。</p> <p>契約方法については、業者選定の公平性・透明性の観点及びより良い子育て支援センターとなることを期待して、企画競争方式(プロポーザル方式)による随意契約の方法によることとした。</p> <p>1者から応募があり、企画内容の審査を行った結果本業務の運営を行うことができると判断し、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市子育て支援センターみどり運営業務
履行場所	さいたま市緑区東浦和7-20-4
契約締結日	令和6年2月26日
契約の相手方名	社会福祉法人みどり会
契約金額	56,560,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、子育て中の親とその子ども(3歳未満の児童及びその保護者)が気軽に集い、交流を図る場の提供や、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援などを実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とし、さいたま市単独型子育て支援センターを運営する業務である。</p> <p>契約方法については、業者選定の公平性・透明性の観点及びより良い子育て支援センターとなることを期待して、企画競争方式(プロポーザル方式)による随意契約の方法によることとした。</p> <p>1者から応募があり、企画内容の審査を行った結果本業務の運営を行うことができると判断し、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども育成部子育て支援課
件名	さいたま市子育て支援センターいわつき運営業務
履行場所	さいたま市岩槻区本町3-1-1 WATSU西館4階
契約締結日	令和6年2月26日
契約の相手方名	社会福祉法人光翠会
契約金額	53,560,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、子育て中の親とその子ども(3歳未満の児童及びその保護者)が気軽に集い、交流を図る場の提供や、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援などを実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とし、さいたま市単独型子育て支援センターを運営する業務である。</p> <p>契約方法については、業者選定の公平性・透明性の観点及びより良い子育て支援センターとなることを期待して、企画競争方式(プロポーザル方式)による随意契約の方法によることとした。</p> <p>1者から応募があり、企画内容の審査を行った結果本業務の運営を行うことができると判断し、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市乳幼児健康診査業務
履行場所	指定医療機関(桜区・浦和区・南区・緑区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 156,631,398円 4か月児健康診査料7,876円/件 10か月児健康診査料7,876円/件 外8種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、母子保健法に基づき、乳児期の身体発育や幼児期の身体発達及び精神発達の面から重要な時期である4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の時期に総合的な健康診査を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施するものである。この個別受診方式による本業務の履行には、実施方法・内容の統一により公平性が確保されることが不可欠であり、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと実施しなければならないことから、履行可能な相手方は、市内全域の多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にはない。</p> <p>このため、当該地域の医療機関の会員をもって組織する一般社団法人浦和医師会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市乳幼児健康診査業務
履行場所	指定医療機関(西区・北区・大宮区・見沼区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 115,174,136円 4か月児健康診査料7,876円/件 10か月児健康診査料7,876円/件 外8種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、母子保健法に基づき、乳児期の身体発育や幼児期の身体発達及び精神発達の面から重要な時期である4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の時期に総合的な健康診査を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施するものである。この個別受診方式による本業務の履行には、実施方法・内容の統一により公平性が確保されることが不可欠であり、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと実施しなければならないことから、履行可能な相手方は、市内全域の多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にはない。</p> <p>このため、当該地域の医療機関の会員をもって組織する一般社団法人大宮医師会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市乳幼児健康診査業務
履行場所	指定医療機関(中央区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人さいたま市与野医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 32,883,642円 4か月児健康診査料7,876円/件 10か月児健康診査料7,876円/件 外8種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、母子保健法に基づき、乳児期の身体発育や幼児期の身体発達及び精神発達の面から重要な時期である4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の時期に総合的な健康診査を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施するものである。この個別受診方式による本業務の履行には、実施方法・内容の統一により公平性が確保されることが不可欠であり、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと実施しなければならないことから、履行可能な相手方は、市内全域の多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にはない。</p> <p>このため、当該地域の医療機関の会員をもって組織する一般社団法人さいたま市与野医師会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市乳幼児健康診査業務
履行場所	指定医療機関(岩槻区)
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人岩槻医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 26,341,854円 4か月児健康診査料7,876円/件 10か月児健康診査料7,876円/件 外8種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、母子保健法に基づき、乳児期の身体発育や幼児期の身体発達及び精神発達の面から重要な時期である4か月・10か月・1歳6か月・3歳児の時期に総合的な健康診査を実施するものである。</p> <p>本市では、「かかりつけ医制度」に対する市民の意識向上や利便性を考慮し、受診場所、時間等に制約の少ない個別受診方式による健康診査を実施するものである。この個別受診方式による本業務の履行には、実施方法・内容の統一により公平性が確保されることが不可欠であり、市内全域にわたる多くの医療機関の協力のもと実施しなければならないことから、履行可能な相手方は、市内全域の多くの医療機関の会員をもって組織する医師会以外にはない。</p> <p>このため、当該地域の医療機関の会員をもって組織する一般社団法人岩槻医師会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市産後ケア事業業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月25日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉県助産師会さいたま市地区
契約金額	支払限度額 (内訳) 3,830,450円 早期産後ケア指導料(自己負担あり)6,770円/1件 あんしん産後ケア指導料(自己負担あり)5,100円/1件 外6種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、出産後に、心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、産後うつ予防や育児不安の解消を図るため、家庭訪問し、心身のケアや育児サポート等を実施するものである。</p> <p>この業務は、産婦の不安に寄り添いながら、赤ちゃんに対する産婦の気持ちや育児に関する状況、体調を的確に把握し、その上で産後の保健や乳房管理等の指導業務を行うため、周産期の保健に関する専門知識と経験を必要とし、また、実施方法・内容の統一により公平性が確保されることが不可欠であることから、履行可能な相手方は、さいたま市内に組織されている助産師会以外にはない。</p> <p>このため、さいたま市内に組織されている、一般社団法人埼玉県助産師会さいたま市地区と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市子育て不安電話相談業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤3-20-8
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	特定非営利活動法人埼玉子どもを虐待から守る会
契約金額	1,940,000円
随意契約によること とした理由	<p>本事業は、さいたま市における虐待対策の中で、保健所が行う予防活動の一環として実施するものである。</p> <p>厚生労働省は、児童虐待防止法の中で児童虐待への対応では、民間団体との連携・協働にも配慮すべきと示しており、本事業も民間との協働により実施するものである。本団体は、公益的な団体であるとともに子ども虐待専門電話相談を長年にわたり実施している実績があることや、県内に同様な取り組みを行っている団体・事業者がないことから、本事業の委託先として選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市妊産婦・新生児訪問指導業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	一般社団法人埼玉県助産師会さいたま市地区
契約金額	支払限度額 (内訳) 48,224,000円 指導料2,660円/件 カンファレンス料1,600円/件
随意契約によること とした理由	<p>妊産婦・新生児訪問指導業務は、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児又は乳児及びその保護者(里帰り出産を含む)を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の解消を図るため助産師が訪問指導を実施するものである。</p> <p>この業務は、妊産婦の赤ちゃんに対する気持ち及び育児状況を的確に把握し、その上で産後の保健や乳房管理等の指導業務を行うため、母子保健の専門知識と経験を必要とし、また、実施方法・内容の統一により公平性が確保されることが不可欠である。</p> <p>このことから、履行可能な相手方として一般社団法人埼玉県助産師会さいたま市地区を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市妊婦歯科健康診査業務
履行場所	指定医療機関
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	さいたま市歯科医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 20,809,866円 妊婦歯科健康診査料4,774円/件
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市妊婦歯科健康診査は、市民の利便性に配慮し、受診場所、時間等の制約がない個別方式による実施が望ましく、個別方式で実施するためには、実施方法・内容の統一が確保されることが不可欠である。</p> <p>そのため、市内の歯科医療機関の会員をもって組織し、歯科医療機関を指導・監督する立場にあるさいたま市歯科医師会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市幼児歯科健康診査業務
履行場所	指定医療機関
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	さいたま市歯科医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 100,273,800円 1歳6か月児歯科健康診査料4,334円/件 3歳児歯科健康診査料4,334円/件 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市幼児歯科健康診査は、市民の利便性に配慮し、受診場所、時間等の制約がない個別方式による実施が望ましく、個別方式で実施するためには、実施方法・内容の統一が確保されることが不可欠である。</p> <p>そのため、市内の歯科医療機関の会員をもって組織し、歯科医療機関を指導・監督する立場にあるさいたま市歯科医師会と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	保健福祉局保健所地域保健支援課 (新)子ども未来局子ども育成部母子保健課
件名	さいたま市保健システム運用業務(母子保健)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	2,640,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、保健システムの改修を行うものであり、当該システムの著作権等を有したシステム開発者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児政策課
件名	さいたま市送迎保育ステーションおおみや運営業務(基本分)
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目185-2のびのびプラザ大宮3F
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	社会福祉法人若葉会
契約金額	7,458,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、送迎先幼稚園等が開所するまでの間及び送迎先幼稚園等の降園時間後に児童を保育する拠点(送迎保育ステーション)を運営するものである。</p> <p>送迎保育ステーションの設置及び運営にあたっては、令和3年度さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会において、さいたま市送迎保育ステーション設置運営事業者を選定し承認されているところである。</p> <p>については、上記委員会において選定・承認された事業者を契約の相手方とし随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児政策課
件名	さいたま市送迎保育ステーションうらわ運営業務(基本分)
履行場所	さいたま市浦和区高砂2丁目31-10
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	社会福祉法人博光会
契約金額	16,090,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、送迎先幼稚園等が開所するまでの間及び送迎先幼稚園等の降園時間後に児童を保育する拠点(送迎保育ステーション)を運営するものである。</p> <p>送迎保育ステーションの設置及び運営にあたっては、令和3年度さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会において、さいたま市送迎保育ステーション設置運営事業者を選定し承認されているところである。</p> <p>については、上記委員会において選定・承認された事業者を契約の相手方とし随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部幼児政策課
件名	さいたま市送迎保育ステーションむさしうらわ運営業務(基本分)
履行場所	さいたま市南区別所7丁目19-19
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	学校法人秋本学園
契約金額	15,747,600円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、送迎先幼稚園等が開所するまでの間及び送迎先幼稚園等の降園時間後に児童を保育する拠点(送迎保育ステーション)を運営するものである。</p> <p>送迎保育ステーションの設置及び運営にあたっては、令和4年度さいたま市子育て支援施設等整備調整委員会において、さいたま市送迎保育ステーション設置運営事業者を選定し承認されているところである。</p> <p>については、上記委員会において選定・承認された事業者を契約の相手方とし随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会)
履行場所	さいたま市西区西大宮1-47-1-1F 外68か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
契約金額	730,127,530円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人厚生福祉協会)
履行場所	さいたま市西区佐知川1112 外8か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人厚生福祉協会
契約金額	75,901,434円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ)
履行場所	さいたま市北区日進町1-190-5 外8か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ
契約金額	78,633,520円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人どんぐりクラブ)
履行場所	さいたま市北区日進町3-203 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人どんぐりクラブ
契約金額	29,884,538円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人学童保育おおみや)
履行場所	さいたま市北区吉野町1-395-1 外22か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人学童保育おおみや
契約金額	239,782,240円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人宮原ハーモニー)
履行場所	さいたま市北区宮原町4-83-13
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人宮原ハーモニー
契約金額	10,157,859円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人日進小学童保育の会)
履行場所	さいたま市北区日進町2-911 外3か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人日進小学童保育の会
契約金額	40,032,068円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人GENKIDS)
履行場所	さいたま市北区土呂町1-7-8アイリスビル202 外8か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人GENKIDS
契約金額	100,781,406円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(NPO法人子育て支援キッズスペース)
履行場所	さいたま市北区別所町42-7 外8か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	NPO法人子育て支援キッズスペース
契約金額	111,653,832円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人東大成・植竹小学童保育の会)
履行場所	さいたま市北区東大成町2-86-1 2F 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人東大成・植竹小学童保育の会
契約金額	29,202,758円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人あゆみ会)
履行場所	さいたま市北区本郷町1325-3 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人あゆみ会
契約金額	24,741,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人芝川学童保育の会)
履行場所	さいたま市大宮区天沼町1-389-3 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人芝川学童保育の会
契約金額	22,105,805円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人つぼみ会)
履行場所	さいたま市大宮区堀の内町3-236
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人つぼみ会
契約金額	9,845,590円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人見沼小学童保育の会どろんこクラブ)
履行場所	さいたま市見沼区東大宮2-43-6 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人見沼小学童保育の会どろんこクラブ
契約金額	36,220,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人大砂土東小学 童保育の会)
履行場所	さいたま市見沼区大和田町2-1054-7 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人大砂土東小学童保育の会
契約金額	31,167,840円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を 保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家 庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図る ことを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童ク ラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るた め、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を 実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市 放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受 けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが 必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当す ることから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該 事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であるこ とから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、 他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保するこ とが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随 意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人やまぼと学童クラブ)
履行場所	さいたま市見沼区染谷2-243-2
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人やまぼと学童クラブ
契約金額	8,753,980円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人あかね会)
履行場所	さいたま市見沼区大和田町2-1358
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人あかね会
契約金額	10,068,910円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人 チャイルドサポート)
履行場所	さいたま市見沼区風渡野328-7 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人チャイルドサポート
契約金額	17,386,120円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人こどもサポート おおぞら)
履行場所	さいたま市中央区本町東5-17-25 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人こどもサポートおおぞら
契約金額	26,117,366円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人三楽)
履行場所	さいたま市西区三橋6-382-1 外13か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人三楽
契約金額	125,356,600円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ)
履行場所	さいたま市中央区新都心4-9 外18か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ
契約金額	196,527,539円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人カラフルきっず)
履行場所	さいたま市桜区町谷2-15-12
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人カラフルきっず
契約金額	6,853,280円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(株式会社 タスク・フォース)
履行場所	さいたま市桜区道場2-1-1 1F
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	株式会社タスク・フォース
契約金額	8,820,480円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人福田会)
履行場所	さいたま市桜区新開2-17-13
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人福田会
契約金額	8,536,570円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人いなほ会)
履行場所	さいたま市桜区西堀7-23-5 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人いなほ会
契約金額	17,347,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人ぽぷら学童クラブ)
履行場所	さいたま市浦和区瀬ヶ崎4-32-5 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人ぽぷら学童クラブ
契約金額	32,510,066円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人本太学童クラブ)
履行場所	さいたま市浦和区本太2-12-8-101・102 外3か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人本太学童クラブ
契約金額	46,569,040円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人仲本キッズ・ハウス)
履行場所	さいたま市浦和区本太2-12-2 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人仲本キッズ・ハウス
契約金額	21,383,730円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人楽育)
履行場所	さいたま市浦和区仲町2-15-9 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人楽育
契約金額	22,364,480円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人学童保育南子ども家)
履行場所	さいたま市南区根岸1-19-13
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人学童保育南子ども家
契約金額	11,447,500円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人弘優尽会)
履行場所	さいたま市南区鹿手袋7-13-3 外2か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人弘優尽会
契約金額	29,400,960円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人三樹会)
履行場所	さいたま市南区鹿手袋5-5-12 外3か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人三樹会
契約金額	41,489,932円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人なないろ会)
履行場所	さいたま市南区曲本5-4-8 1階 外3か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人なないろ会
契約金額	49,230,040円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人子育てネット・森の妖精たち)
履行場所	さいたま市南区白幡5-1-28-303
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人子育てネット・森の妖精たち
契約金額	13,480,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたま子どもプラザ)
履行場所	さいたま市緑区中尾1403-1
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人さいたま子どもプラザ
契約金額	8,917,160円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人尾間木学童クラブ)
履行場所	さいたま市緑区東浦和8-20-20 2階 外4か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人尾間木学童クラブ
契約金額	52,865,016円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人見沼学童クラブ)
履行場所	さいたま市緑区芝原2-15-8 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人見沼学童クラブ
契約金額	17,573,880円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(学校法人鳥海学園)
履行場所	さいたま市緑区大間木3-39-8
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	学校法人鳥海学園
契約金額	8,023,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人なかよし愛育会)
履行場所	さいたま市緑区三室1829-15
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人なかよし愛育会
契約金額	8,411,500円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人理趣会)
履行場所	さいたま市緑区美園5-49-15 外3か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人理趣会
契約金額	45,303,122円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人さいたまクラブ愛)
履行場所	さいたま市岩槻区愛宕町4-18 アライビル1F 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人さいたまクラブ愛
契約金額	18,947,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人為成会)
履行場所	さいたま市岩槻区真福寺1464番地1
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人為成会
契約金額	11,660,020円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(社会福祉法人朋仁会)
履行場所	さいたま市浦和区東仲町9-8 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	社会福祉法人朋仁会
契約金額	17,825,040円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人エール)
履行場所	さいたま市緑区美園5-34-2 外6か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人エール
契約金額	72,767,440円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	放課後児童健全育成事業運営業務(特定非営利活動法人和楽キッズクラブ)
履行場所	さいたま市浦和区本太1-9-7 外1か所
契約締結日	令和6年3月29日
契約の相手方名	特定非営利活動法人和楽キッズクラブ
契約金額	21,664,120円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、授業の終了後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ることを目的としている。放課後児童健全育成事業は、民設の放課後児童クラブの保育環境の改善、安定的運営の確保、保護者負担の軽減を図るため、平成18年度から充実強化を実施し、クラブの運営を委託により事業を実施している。したがって、受託業者を選定するにあたっては、さいたま市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>また、契約の相手方である上記の事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質及び目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	さいたま市児童系業務(放課後児童クラブ)システム運用支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月28日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	8,410,600円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市児童系システムを使用して事務を行うにあたり、運用面での支援を業務委託する必要がある、本業務の契約の相手方には基本パッケージソフトウェアのシステム構成等を熟知し、正確で早急な対応が求められる。その他にも当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない保守、点検を実施する必要があり、そのような対応が可能であるのは当該業者のみであるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務(さいたま市立栄小学校)
履行場所	さいたま市西区飯田811、西区指扇610-3
契約締結日	令和6年1月11日
契約の相手方名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 北関東支店
契約金額	18,950,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に運営する業務である。</p> <p>本業務は、本市で実施している放課後児童クラブより多くの児童を対象とし、これまで本市で実績のない事業であるため、契約の目的をより効果的に達成するには、民間事業者の技術・ノウハウ等を活用する業務であることからプロポーザル方式を採用し、最優秀提案者に選定された事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務(さいたま市立鈴谷小学校)
履行場所	さいたま市中央区鈴谷5-1-1
契約締結日	令和6年1月11日
契約の相手方名	特定非営利活動法人厚生福祉協会
契約金額	19,329,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に運営する業務である。</p> <p>本業務は、本市で実施している放課後児童クラブより多くの児童を対象とし、これまで本市で実績のない事業であるため、契約の目的をより効果的に達成するには、民間事業者の技術・ノウハウ等を活用する業務であることからプロポーザル方式を採用し、最優秀提案者に選定された事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務(さいたま市立岸町小学校)
履行場所	さいたま市浦和区5-20-4
契約締結日	令和6年1月24日
契約の相手方名	株式会社理究キッズ
契約金額	17,408,734円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に運営する業務である。</p> <p>本業務は、本市で実施している放課後児童クラブより多くの児童を対象とし、これまで本市で実績のない事業であるため、契約の目的をより効果的に達成するには、民間事業者の技術・ノウハウ等を活用する業務であることからプロポーザル方式を採用し、最優秀提案者に選定された事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部幼児・放課後児童課 (新)子ども未来局子育て未来部放課後児童課
件名	さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務(さいたま市立新和小学校)
履行場所	さいたま市岩槻区尾ヶ崎1252
契約締結日	令和6年1月11日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
契約金額	14,103,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に運営する業務である。</p> <p>本業務は、本市で実施している放課後児童クラブより多くの児童を対象とし、これまで本市で実績のない事業であるため、契約の目的をより効果的に達成するには、民間事業者の技術・ノウハウ等を活用する業務であることからプロポーザル方式を採用し、最優秀提案者に選定された事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立原山保育園外2園給食調理業務
履行場所	さいたま市緑区原山1-7-2 外
契約締結日	令和6年2月13日
契約の相手方名	株式会社東京天竜
契約金額	165,528,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育園において給食の調理及び提供を行う業務である。 当初、指名業者7者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。本事業は、年度当初から適切かつ確実に開始する必要があり、現受託事業者の引継ぎや人員確保等の準備期間が十分に必要であるため、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立本太保育園外2園給食調理業務
履行場所	さいたま市浦和区本太4-3-15 外
契約締結日	令和6年2月9日
契約の相手方名	株式会社トラスティフード
契約金額	168,300,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育園において給食の調理及び提供を行う業務である。 当初、指名業者7者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。本事業は、年度当初から適切かつ確実に開始する必要があり、現受託事業者の引継ぎや人員確保等の準備期間が十分に必要であるため、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立大久保保育園外2園給食調理業務
履行場所	さいたま市桜区大久保領家373-1 外
契約締結日	令和6年2月13日
契約の相手方名	株式会社東京天竜
契約金額	176,814,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育園において給食の調理及び提供を行う業務である。 当初、指名業者7者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。本事業は、年度当初から適切かつ確実に開始する必要があり、現受託事業者の引継ぎや人員確保等の準備期間が十分に必要であるため、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立三橋保育園外2園給食調理業務
履行場所	さいたま市大宮区三橋2-929 外
契約締結日	令和6年2月21日
契約の相手方名	名阪食品株式会社 関東事業部
契約金額	181,566,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は保育園において給食の調理及び提供を行う業務である。 当初、指名業者7者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。本事業は、年度当初から適切かつ確実に開始する必要があり、現受託事業者の引継ぎや人員確保等の準備期間が十分に必要であるため、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市のびのびプラザ大宮エレベーター等保守点検業務
履行場所	さいたま市大宮区桜木町1-185-2
契約締結日	令和6年2月23日
契約の相手方名	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社
契約金額	2,904,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は施設利用者が使用する昇降機設備の保守業務である。 本業務の実施にあたっては、安全性の確保が特に重要であることから、緊急時の迅速な対応と、設備の保守点検について熟練した知識、技術力が必須となる。昇降機設備の特殊な部品を常に在庫として保有し迅速な対応が可能であり、設備システムや構造を最も熟知しているのは設置メーカーであることから当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立東大宮保育園外3園清掃等業務
履行場所	さいたま市見沼区丸ヶ崎町13-13外
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方名	株式会社クリーン工房
契約金額	11,770,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は公立保育園の清掃委託業務である。 当初、指名業者8者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立東大成保育園外2園清掃等業務
履行場所	さいたま市北区盆栽町453外
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方名	セイコービルシステム株式会社
契約金額	10,725,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は公立保育園の清掃委託業務である。 当初、指名業者8者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立白幡保育園外2園清掃等業務
履行場所	さいたま市南区白幡3-1-2外
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方名	株式会社昭和総合サービス
契約金額	10,837,200円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は公立保育園の清掃委託業務である。 当初、指名業者8者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市立西町保育園外1園エレベーター保守点検業務
履行場所	さいたま市岩槻区西町3-1-24外
契約締結日	令和6年3月1日
契約の相手方名	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関越支社
契約金額	1,595,880円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は施設利用者が使用する昇降機設備の保守業務である。 本業務の実施にあたっては、安全性の確保が特に重要であることから、緊急時の迅速な対応と、設備の保守点検について熟練した知識、技術力が必須となる。昇降機設備の特殊な部品を常に在庫として保有し迅速な対応が可能であり、設備システムや構造を最も熟知しているのは設置メーカーであることから当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市保育業務支援システム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和6年2月15日
契約の相手方名	株式会社ウェルキッズ
契約金額	14,493,600円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、保育業務支援システムの運用に伴う技術的な管理運用支援、障害等への対応等を行うものであり、当該システムの特許権、著作権等を有したシステム開発者しか出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務の性質上、他の業者に依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育課
件名	さいたま市保育園臨時職員給与管理システム保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4
契約締結日	令和6年2月23日
契約の相手方名	ミツイワ株式会社 関東営業部
契約金額	1,980,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、臨時職員の任用管理、賃金管理システムの保守業務に伴う技術的な管理運用支援、障害等への対応等を行うものであり、当該システムの特許権、著作権等を有したシステム開発者しか出来ない業務であるため、当該システムの開発者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市保育関連AIチャットボットシステム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月15日
契約の相手方名	日本トータルテレマーケティング株式会社
契約金額	2,666,400円
随意契約によることとした理由	<p>システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的とし、システムの稼働状況の監視をはじめ、障害発生時の復旧対応、システムの運用改善のための各種適用作業、回答精度向上のための設問・単語データの改良作業等を行うものであり、システムの仕様ならびにソフトウェアに関する詳細な情報を熟知し、対応する知識を有している必要があるため、システムに関する詳細な情報を持ち、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築事業者でなければ実施できないものであることから、当該事業者を契約の相手方とし、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市保育料システム運用支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	21,516,000円
随意契約によること とした理由	<p>システムの安定稼働を確保し、市民サービスの低下を防ぐことを目的とし、システムの稼働状況の監視をはじめ、障害発生時の復旧対応、システムの運用改善のための各種適用作業、運用技術支援としての問い合わせ・要望対応を行うものであり、システムの仕様ならびにソフトウェアに関する詳細な情報を熟知し、対応する知識を有している必要があるため、システムに関する詳細な情報を持ち、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築事業者でなければ実施できないものであることから、当該事業者を契約の相手方とし、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市見沼区東大宮6-22-6
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	医療法人共育会
契約金額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市桜区上大久保432
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	医療法人聖仁会
契約金額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市浦和区針ヶ谷2-14-3
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	医療法人社団誠信会
契約金額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市緑区中尾2659-13
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	めざわこどもクリニック
契約金額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p>

【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市岩槻区南平野3-32-5 2階
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	医療法人若杉会
契約金額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市西区西遊馬771-11
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	社会福祉法人俊江会
契約金額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市中央区新都心1-5
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	さいたま赤十字病院
契約金額	13,827,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市北区奈良町32-6
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	株式会社夢眠ホーム
契約金額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市南区南本町2-22-2
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	社会福祉法人こぼと
契約金額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市大宮区浅間町1-117
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	株式会社ラボーロ
契約金額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
件名	さいたま市病児保育事業運営業務
履行場所	さいたま市中央区鈴谷9-5-18
契約締結日	令和6年3月31日
契約の相手方名	公益財団法人鉄道弘済会
契約金額	10,415,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は保育施設等へ通所中の児童が、病気または病気回復期のため保育施設での集団保育困難時期に、一時的に保育を行うものであり、業務実施に当たっては、専用のスペースを有し、医療機関及び医師会の協力を得る必要がある。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>契約の相手方は、業務のための専用スペースを有し、協力医療機関・指導医について医師会より推薦を受けており、入札に付する他の事業者もないことから当該事業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所
件名	さいたま市児童の安全確認等業務
履行場所	さいたま市北部児童相談所及びさいたま市南部児童相談所管内(さいたま市全域)
契約締結日	令和6年3月19日
契約の相手方名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 埼玉事業本部
契約金額	17,704,720円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、年々増加している児童虐待通告の対応にあたり、児童相談所は受傷がある、保護を要するなどリスクが高いと児童相談所が判断したものへの対応に注力し、泣き声での通告などリスクが低いと判断したものについては、受託者に家庭訪問などの安全確認業務を委託することで、児童の安全確認の強化を図るものである。</p> <p>福祉に関する専門的経験があり、事業の主旨を理解し運営を行う事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
件名	さいたま市療育センターさくら草児童発達支援センター運営業務
履行場所	さいたま市桜区田島2-16-2 外
契約締結日	令和6年3月22日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
契約金額	178,551,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務の目的を達成するために必要な経験、技術、人材を有し、継続的な支援も必要とされる。</p> <p>また、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿の中で福祉型と医療型児童発達支援センターの双方の実績があるものが、当該業者だけであるため、当該業者と随意契約による契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>